

別紙一覧

- 別紙 1 日程表
- 別紙 2 本土地の表示
- 別紙 3 設計図書
- 別紙 4 施工計画書等
- 別紙 5 施工中の提出書類
- 別紙 6 竣工図書
- 別紙 7 付保すべき保険
- 別紙 8 完成図書
- 別紙 9 保証契約書（案）
- 別紙 10 法令変更による追加費用分担規定
- 別紙 11 不可抗力による追加費用分担規定
- 別紙 12 モニタリングとサービス購入料の減額等
- 別紙 13 サービス購入料
- 別紙 14 通知先

(別紙1)

日程表

1	本契約締結日	平成17年3月[]日
2	設計業務期間	本契約締結日から平成17年[]月[]日まで
3	基本設計図書の提出予定日	平成17年[5]月[15]日
4	実施設計図書の提出予定日	平成17年[11]月[30]日(但し、準備工事に係るものについては平成17年[6]月[15]日)
5	準備工事の着工予定日	平成17年[7]月[1]日
6	竣工予定日	平成19年[1]月[31]日
7	引渡予定日	平成19年[2]月[28]日
8	維持管理業務開始予定日	平成19年[3]月[1]日
9	運営開始予定日	平成19年9月1日
10	完成予定日	平成[20]年[1]月[31]日
11	事業期間の終了日	平成32年3月31日

備考：

日程表の記載期日については、本契約締結時点での日程とする。

その後の日程変更については、甲と乙の間の協議によるものとする。

(別紙 2)

本土地の表示

別紙 2 については、入札説明書の別添資料 4 に同じ。

設計図書

第 1 基本設計図書

設計図：	3 部 (A1 : 1 部、A3 縮小版 : 2 部)
基本設計説明書：	2 部
構造計算資料：	2 部
厨房機器リスト及びカタログ：	2 部
什器備品リスト及びカタログ：	2 部
地質調査資料：	2 部

第 2 実施設計図書

設計図：	3 部 (A1 : 1 部、A3 縮小版 : 2 部)
実施設計説明書：	2 部
工事費内訳書：	2 部 (単価積算根拠資料を含む。)
数量調書：	2 部
設計計算書 (構造・設備他)：	2 部
厨房機器リスト及びカタログ：	2 部
什器備品リスト及びカタログ：	2 部
補助金申請関連図書：	2 部

(別紙 4)

施工計画書等

工事実施体制：	1 部
工事着工届：	1 部
現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）：	1 部
下請業者一覧表：	1 部
仮設計画書：	1 部
工事記録写真撮影計画書：	1 部
施工計画書：	1 部
使用材料一覧表：	1 部
主要資機材一覧表：	1 部

(別紙 5)

施工中の提出書類

工事実施体制：	1 部
工事着工届：	1 部
現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）：	1 部
下請業者一覧表：	1 部
仮設計画書：	1 部
工事記録写真撮影計画書：	1 部
施工計画書：	1 部
使用材料一覧表：	1 部
主要資機材一覧表：	1 部

竣工図書

・工事竣工届：	1 部
・工事記録写真：	1 部
・工事監理報告書：	1 部
・竣工図（建築）： （製本図 A3 観音 部、原図 1 部及び CAD データ）	一式
・竣工図（電気設備）： （製本図 A3 観音 部、原図 1 部及び CAD データ）	一式
・竣工図（機械設備）： （製本図 A3 観音 部、原図 1 部及び CAD データ）	一式
・竣工図（衛生設備）： （製本図 A3 観音 部、原図 1 部及び CAD データ）	一式
・竣工図（什器備品配置表）： （製本図 A3 観音 2 部、原図 1 部及び MO）	一式
・竣工図（上記各工事合冊）： （製本図 A3 観音 部）	一式
・調理機器リスト：	1 部
・調理機器カタログ：	1 部
・什器備品リスト：	1 部
・什器備品カタログ：	1 部
・竣工調書：	1 部
・竣工写真：（外観 カット・内観 カット）	1 部
・補助金申請関連図書（工事費内訳書、竣工図、完成写真等）：	1 部

乙が付保する保険

乙は、以下の保険を付保するものとする。保険契約は、1年毎の更新も可能とする。

第1 建設業務等期間中に付すべき保険

1 第三者賠償責任保険

(1) 対象

建設業務に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

(2) 付保する期間

準備工事の着工日から完成予定日まで

(3) てん補限度額(補償額)

対人: 1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上

対物: 1事故当たり1億円以上

(4) 保険契約者

[]

2 建設工事保険

(1) 対象

工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害を担保

(2) 付保する期間

準備工事の着工日から完成予定日まで

(3) てん補限度額(補償額)

請負代金額

(4) 保険契約者

[]

第2 維持管理・給食等運搬業務期間中に付すべき保険

1 賠償責任保険

(1) 対象

維持管理業務及び給食等運搬業務により第三者に与えた損害について法律上の賠償

償責任を負担することにより被る損害を担保

- (2) 付保する期間
維持管理・給食等運搬業務期間
- (3) てん補限度額（補償額）
対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上
対物：1事故当たり1億円以上
- (4) 保険契約者
[]

2 普通火災保険

- (1) 対象
乙が設置する新設センター
- (2) 付保する期間
新設本体施設：竣工検査合格書が交付された日の翌日から事業期間の終了日まで
新設付帯施設：完成検査合格書が交付された日の翌日から事業期間の終了日まで
- (3) 保険金額（補償額）
再調達価格相当額
- (4) 保険契約者
[]

完成図書

・工事完成届：	1 部
・工事記録写真：	1 部
・工事監理報告書：	1 部
・完成図（建築）： （製本図 A3 観音 部、原図 1 部及び CAD データ）	一式
・完成図（電気設備）： （製本図 A3 観音 部、原図 1 部及び CAD データ）	一式
・完成図（機械設備）： （製本図 A3 観音 部、原図 1 部及び CAD データ）	一式
・完成図（衛生設備）： （製本図 A3 観音 部、原図 1 部及び CAD データ）	一式
・完成図（什器備品配置表）： （製本図 A3 観音 2 部、原図 1 部及び MO）	一式
・什器備品リスト：	1 部
・什器備品カタログ：	1 部
・完成調書：	1 部
・完成写真：（外観 カット・内観 カット）	1 部
・電波障害報告書（完成後の調査）：	1 部
・施設パンフレット（A4 サイズ、見開き）： （原本 1 部、製本 10,000 部）	一式

保証契約書(案)

[本建設企業] (以下「保証人」という。)は、可児市学校給食センター整備・維持管理等事業に関連して、[](以下「事業者」という。)が可児市(以下「市」という。)との間で締結した平成 17 年[]月[]日付可児市学校給食センター整備・維持管理等事業事業契約書(以下「事業契約」という。)に基づいて事業者が市に対して負担する第 1 条記載の債務を事業者と連帯して保証するため、市との間で、以下のとおり、本保証契約(以下「本契約」という。)を締結する。なお、本契約において用いられる用語は、本契約において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第 1 条 (保証)

1. 保証人は、事業契約に基づいて事業者が市に対して負担する事業契約第 44 条 1 項記載の債務(以下「主債務」という。)につき、連帯して保証し、事業者と連帯して履行の責めを負うものとする。
2. 市は、設計変更又は工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知するものとする。本契約の内容は、市による当該通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第 2 条 (保証債務の履行の請求)

1. 市は、保証債務の履行を請求するときは、保証人に対して、請求内容及び履行期限(保証債務の内容が金銭支払義務である場合に限り。)を記載した書面(以下「保証債務履行請求書」という。)を送付するものとする。
2. 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務(但し、当該請求に係る保証債務の内容が金銭支払義務である場合を除く。)の履行を開始するものとする。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。
3. 保証人は、保証債務履行請求書に基づく請求に係る保証債務の内容が金銭の支払義務である場合、保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了するものとする。

第 3 条 (求償権行使の制限)

保証人は、事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本契約に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない

ものとする。

第4条（解除）

保証人は、本契約を解除することはできないものとする。

第5条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟その他の紛争に関しては、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6条（準拠法）

本契約は日本法に準拠するものとし、同法に従い解釈されるものとする。

以 上

以上の証として、本書2通を作成し、市及び保証人がそれぞれ署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成17年[]月[]日

市 : 岐阜県可児市広見一丁目1番地
可児市
可児市長

保証人 : [住所]
[企業名]
代表取締役 []

法令変更による追加費用分担規定

<u>法令変更</u>	<u>甲負担割合</u>	<u>乙負担割合</u>
a) 本事業に直接関係する法令の変更の場合	100%	0%
b) 利益に係る法人税率以外の税の税率又は新設課税に係る法令の変更の場合	100%	0%
c) 上記記載の法令以外の法令の変更の場合	0%	100%

なお、「本事業に直接関係する法令」とは、特に新設センター及び新設センターと類似のサービスを提供する施設の設計、建設、維持管理及び給食等の運搬に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、乙に対して一般に適用される法令の変更は含まれないものとする。また、本契約締結後、利益に係る法人税以外の税の税率が変更された場合又は法令変更により乙に新たな税の課税が生じた場合で、乙に本契約の履行に関する費用の増加又は減少が生じる場合には、当該増加又は減少分をサービス購入料に反映させるため、甲及び乙は、協議を行うものとする。

不可抗力による追加費用分担規定

- 1 新設本体施設の甲への引渡前に、不可抗力により乙の設計業務又は建設業務等の全部又は一部の履行が不能となった場合、これによる増加費用額及び損害等の額が、累計で建設一時支払金及び割賦料の元本の合計額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。甲に対する新設本体施設の引渡後新設付帯施設の引渡前に、不可抗力により乙の設計業務又は建設等業務等の全部又は一部の履行が不能となった場合、これによる増加費用額及び損害等の額が、累計で建設一時支払金及び割賦料の元本の合計額の 10,000 分の 12 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。但し、当該不可抗力により生じた増加費用又は損害等につき保険金が支払われる場合、乙の負担部分を超えた保険金相当額は、甲の負担部分から控除する。

- 2 維持管理・給食等運搬業務期間中、不可抗力により乙の維持管理・給食等運搬業務の全部又は一部の履行が不能となった場合、これによる増加費用額及び損害等の額が、一事業年度につき累計で、年間の維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料相当分(但し、第 67 条 3 項による物価変動に伴う改定を考慮し、かつ、第 69 条による減額を考慮しない金額とする。)の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。但し、当該不可抗力により生じた増加費用又は損害等につき保険金が支払われる場合、乙の負担部分を超えた保険金相当額は、甲の負担部分から控除する。

モニタリングとサービス購入料の減額等

1. 減額等の対象

- ・減額等の対象となる支払は、維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料とする。

2. 減額等の措置を講じる事態

- ・事業者の責任により、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案等その他に示される維持管理・給食等運搬業務に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合又は陥ることが予想される場合に、維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の減額等の措置を講じる。

レベル 1	是正しなければ、給食提供に影響を及ぼすことが予想される場合
レベル 2	指定時間以外に給食を提供した場合（生徒・児童が給食を食した場合）
レベル 3	給食を提供できなかった場合(生徒・児童が給食を食すことができなかった場合)

3. 減額等の決定過程

- ・レベル 1 の状態に陥っていることが、甲の合理的な判断において業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、甲は、その程度、緊急度等を勘案し、乙に相当な是正期間を提示する。
- ・乙は、甲の提示する是正期間内にレベル 1 の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、甲の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、当該是正期間満了日の翌日を第 1 日目として、爾後 1 日につき、1 ポイントのペナルティポイントを付与される。
- ・レベル 2 又はレベル 3 の状態に陥った場合、1 日につき、下記のペナルティポイントを付与する。

影響を受けた生徒・児童の割合*	レベル 2	レベル 3
1%未満	0.5 ポイント	1 ポイント
1%以上 5%未満	1 ポイント	2 ポイント
5%以上 10%未満	1.5 ポイント	3 ポイント
10%以上	2 ポイント	4 ポイント

- * ある日において、指定時間以外に給食を提供された（レベル2の場合）又は給食を提供されなかった（レベル3の場合）生徒・児童の数を、当該日において給食を提供されることが配送計画書において予定されていた生徒・児童の総数で除して100を乗じた数値
- ・甲及び乙は、ペナルティポイントの付与に際し、必要に応じて協議することができる。

4. 維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の減額等

- ・各半期における累積ペナルティポイントが以下のとおり一定値に達した場合は、累積ペナルティポイントに応じて、維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の減額等の措置内容を決定する。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
0～4	減額等なし
5～9	20%の減額
10以上	支払停止

- ・累積ペナルティポイントが10以上の場合、支払停止とするが、翌半期における累積ペナルティポイントが4以下であれば、翌半期における維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料支払時に、当該半期の維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料相当額の80%を加算して支払う。
- ・ある半期における累積ペナルティポイントが10以上の場合で、かつ、翌半期における累積ペナルティポイントが5以上であった場合、甲は、本契約を解除することができる。

サービス購入料

1 サービス購入料の構成

本事業のサービス購入料は以下の料金から構成される金額とする。甲は、以下の料金に、消費税及び地方消費税を加算して支払う。

(1) 設計業務及び建設業務等に係るサービス購入料

(a) 建設一時支払金

建設一時支払金は、乙が行う新設本体施設の建設の対価として支払うものとし、金 362,666,000 円（消費税及び地方消費税は別途）とする。

(b) 割賦料

割賦料は、乙が行う設計業務及び建設業務等の対価として支払うものとし、設計・建設業務等に係るサービス購入料から建設一時支払金を控除した元本金額及びそれに対する利息とする。

(2) 維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料

維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料は、乙が行う維持管理・給食等運搬業務の対価として支払うものとし、初回は金[]円、以後各回金[]円とする。維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の支払対象となる期間が 6 か月に満たない場合、維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料は、1 年を 365 日とする日割り計算により算出する。

2 サービス購入料の改定

(1) 割賦料の改定方法

平成 16 年 9 月 29 日の基準金利（以下「旧基準金利」という。）と、平成 19 年 2 月 28 日の基準金利（以下「新基準金利」という。）に差が生じた場合、入札参加者提案記載の支払利息額を、以下の算式に基づき改定し、割賦料を改定する。

- ・改定後に適用する金利 = 新基準金利 + 利ざや（なお、利ざやは入札参加者提案記載の数値とする。以下同じ。）
- ・改定後の割賦料 = 元金返済額 + 改定後に適用する金利により算出された支払利息額
- ・基準金利の種類及び利ざやは見直さない。

(2) 維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の改定方法

改定は以下の算式に基づくものとする。

$$\begin{aligned} & (\text{t 年度の維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料(改定後)の[固定料金]}) \\ & = (\text{入札参加者提案における維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の固定料金}) \times (P_t / P_o) \end{aligned}$$

- ・但し、上記 P_t / P_o の値につき、小数点第 4 位以下は切り捨てるものとする。
- ・上記算式において、 P_t とは (t-1) 年度の物価指数の年度平均値を、 P_o とは平成 16 年度平均の物価指数を、それぞれ差すものとし、また、物価指数とは、消費者物価指数(財・サービス分類指数(全国)中の「サービス」欄記載の指数)をいう。

通知先

甲：

[住所]

[担当部署]

[担当者]

[電話番号]

[ファックス番号]

乙：

[住所]

[担当部署]

[担当者]

[電話番号]

[ファックス番号]

定 義 集

「維持管理・給食等運搬業務」とは、本契約第 49 条 2 項において定める意味を有する。

「維持管理・給食等運搬業務期間」とは、本契約第 50 条において定める意味を有する。

「維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料」とは、本契約第 65 条 1 項(2)号において定める意味を有する。

「維持管理業務」とは、本契約第 49 条 1 項において定める意味を有する。

「維持管理業務開始予定日」とは、平成 19 年[3]月[1]日、又は本契約に基づき引渡予定日が変更された場合には変更後の引渡予定日の翌営業日をいう。

「維持管理業務計画書」とは、長期維持管理業務計画書及び年間維持管理業務計画書を総称したものをいう。

「維持管理業務報告書」とは、本契約第 59 条に基づき乙が作成する、維持管理業務の実施状況を記載した報告書をいう。

「運営開始予定日」とは、平成 19 年 9 月 1 日又は本契約に基づき合意により又は甲の指定により決定されたその他の日をいう。

「開業準備業務」とは、本契約第 17 条 2 項において定める意味を有する。

「開業準備日程」とは、本契約第 18 条 3 項において定める意味を有する。

「貸付金融機関」とは、貸付により乙の本事業に関する資金を融資する金融機関をいう。

「仮設工事用地」とは、本契約第 19 条において定める意味を有する。

「仮設施設」とは、完成までの間、本土地又は仮設工事用地に仮に設置される、配送車車庫、受水槽、浄化槽及び配管その他の施設をいう。

「完成」とは、既存センター及び仮設施設（新設付帯施設として利用するものを除く。）の

解体及び撤去工事並びに新設センターの設置工事の完了をいう。

「完成予定日」とは、平成[20]年[1]月[31]日又は本契約に基づき合意により又は甲の指定により決定される日をいう。

「機器等」とは、本契約第 26 条 1 項において定める意味を有する。

「基準金利」とは、ある日の午前 10 時において、TOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート 17143 ページに表示される 6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年物（円 - 円）金利スワップレート（年率）をいう。

「既存センター」とは、既存本体施設及び既存付帯施設をいう。

「既存付帯施設」とは、本土地上に存在する既存本体施設に付帯する既設の施設（外構を含む。）をいう。

「既存本体施設」とは、本土地上に存在する既設の学校給食センターの本体施設をいう。

「基本設計図書」とは、本契約別紙 3 第 1 に記載される各書類をいう。

「給食等運搬業務」とは、本契約第 49 条 2 項において定める意味を有する。

「給食等運搬業務計画書」とは、長期給食等運搬業務計画書及び年間給食等運搬業務計画書を総称したものをいう。

「給食等運搬業務報告書」とは、本契約第 59 条に基づき乙が作成する、給食等運搬業務の実施状況を記載した報告書をいう。

「共通仕様書」とは、本契約第 53 条において定める意味を有する。

「業務報告書」とは、維持管理業務報告書及び給食等運搬業務報告書を総称したものをいう。

「建設業務」とは、本契約第 17 条 1 項において定める意味を有する。

「建設業務等」とは、本契約第 17 条 2 項において定める意味を有する。

「建設業務等期間」とは、本契約第 18 条 1 項において定める意味を有する。

「建設日程」とは、本契約第 18 条 2 項において定める意味を有する。

「サービス購入料」とは、本契約第 65 条 1 項において定める意味を有する。

「竣工」とは、新設本体施設の設置工事の完了（機器等の搬入を含む。）をいう。

「新設センター」とは、新設本体施設及び新設付帯施設をいう。

「新設付帯施設」とは、新設本体施設に付帯する施設（外構部分を含む。）をいう。

「新設本体施設」とは、本契約に従い建設される新たな学校給食センターの本体施設をいう。

「事業期間」とは、本契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日までをいう。

「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。

「実施設計図書」とは、本契約別紙 3 第 2 に記載される各書類をいう。

「準備工事」とは、既存付帯施設の一部の解体及び撤去並びに仮設施設の設置工事等をいう。

「食中毒」とは、給食に付着又は混入した細菌、ウイルス又は有害物質が原因で、給食を食した者に健康被害が及ぶことをいう。

「施工計画書」とは、本契約第 22 条において定める意味を有する。

「設計業務」とは、本契約第 9 条 1 項において定める意味を有する。

「設計業務期間」とは、本契約第 10 条 1 項において定める意味を有する。

「設計計画書」とは、本契約第 14 条に基づき、乙が甲に対して提出する設計業務に係る計画書（詳細工程表を含む。）をいう。

「設計・建設業務等完了届」とは、本契約第 37 条に基づき、乙が甲に対して提出する設計業務及び建設業務等の完了に関する届出書をいう。

「設計・建設業務等に係るサービス購入料」とは、本契約第 65 条 1 項(1)号において定める意味を有する。

「設計図書」とは、基本設計図書及び実施設計図書を総称したものをいう。

「損害等」とは、本契約第 6 条 3 項において定める意味を有する。

「長期維持管理業務計画書」とは、本契約第 54 条 1 項に基づき乙が維持管理・給食等運搬業務期間全体について策定する新設センターの維持管理業務に関する計画書をいう。

「長期給食等運搬業務計画書」とは、本契約第 57 条 1 項に基づき乙が運営開始予定日以降の維持管理・給食等運搬業務期間全体について策定する給食等運搬業務に関する計画書をいう。

「長期修繕計画」とは、本契約第 54 条 1 項に基づいて乙が策定する新設センターの維持管理・給食等運搬業務期間中における修繕に関する計画書をいう。

「適用法令」とは、甲又は乙に対して適用される一切の法律、政令、規則、命令、通達、通知、ガイドライン、条例、細則及びマニュアルをいう。

「テスト等」とは、本契約第 26 条 2 項において定める意味を有する。

「入札参加者提案」とは、民間事業者グループが本事業の入札手続において甲に提出した入札提案書その他本基本協定締結までに民間事業者グループが甲に提出した一切の資料をいう。

「入札参加者提案等」とは、入札参加者提案及び設計図書を総称したものをいう。

「入札説明書」とは、甲が作成した本事業に係る入札説明書及びその添付資料ならびに質問回答書及びその添付資料をいう。

「入札説明書等」とは、入札説明書及び要求水準書を総称したものをいう。

「年間維持管理業務計画書」とは、とは、本契約第 54 条 2 項に基づき乙が毎事業年度策定する新設センターの維持管理業務に関する計画書をいう。

「年間給食等運搬業務計画書」とは、本契約第 57 条 2 項に基づき乙が毎事業年度策定する給食等運搬業務に関する計画書をいう。

「半期」とは、各事業年度における 4 月 1 日から 9 月 30 日まで又は 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの各期間をいう。

「引渡予定日」とは、平成 19 年[2]月[28]日又は本契約に基づき合意により又は甲の指定により決定されたその他の日をいう。

「秘密情報」とは、本契約第 88 条において定める意味を有する。

「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、有毒ガスの発生その他の自然災害、又は騒乱、暴動、戦争、テロ、爆発その他の人為的な現象その他当事者の行為とは無関係に外部から生じる障害であって、通常必要と認められる注意及び予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものをいう。

「本運搬会社」とは、[]をいう。

「本基本協定」とは、民間事業者グループ及び甲の間の平成[]年[]月[]日付可児市学校給食センター整備・維持管理等事業基本協定書(その後の修正及び変更を含む。)をいう。

「本建設会社」とは、[]をいう。

「本事業」とは、本契約前文において定める意味を有する。

「本設計会社」とは、[]をいう。

「本土地」とは、本契約別紙 2 記載の土地をいう。

「要求水準書」とは、甲が作成した本事業に係る要求水準書をいう。

「利ざや」とは、 % (年率) を意味する。